

生徒心得

生徒心得は本校生徒が高校生である自覚と市工生としての誇りをもち、規範意識を高め、責任のある行動を心がけ、「当たり前」のことが「当たり前」にできる生徒像を目標として生徒会が自主的に自らの在り方を定めるものである。

学校生活の心得

I. 法令・法規に関すること（社会ルールに違反する行為）

- 飲酒・喫煙行為
- いじめ・暴力・威圧・強要行為
- 情報モラルに違反する行為（誹謗・中傷・著作権法違反等デジタル犯罪に類するもの）
- 建造物・器物破損
- 窃盗（万引きを含む）・占有離脱物横領（自転車窃盗等）
- 性的行為
- 薬物乱用
- 交通違反（自転車マナー・無免許運転）
- 危険物所持
- 深夜徘徊
- 風営法違反（パチンコ店への出入り）や公営ギャンブル（競馬・競艇・競輪等）に関わる行為
- その他、法令・法規に違反する行為

以上の内容について、本校では「社会で許されない行為は学校でも許されない」という姿勢で厳しく指導を行います。人を傷つける行為や、学習を妨げる行為、周囲に迷惑をかける行為は絶対に許しません。行為が認められる場合は保護者、関係機関と連携し、「特別な指導」を行うことがあります。

II. 服装について

容姿は心を表すもので、一人ひとりの行動が市工生全体を映すことになります。常に就職や進学試験に臨める服装を心がけ、市工生として誇りをもてるようにすること。

III. 校内美化について

校舎・校具（実習機械を含む）・教材その他公共物を使用する場合は大切に扱うこと。使用中に破損・紛失した場合は責任者に報告すること。

また、校内美化・清掃に努め、ゴミを所定の場所に必ず捨てること。

IV. 通学マナーについて

- 1 道路交通法を遵守し、常に周囲に注意を払い、安全運転を心がけること。
- 2 公共の交通機関を利用する場合は、周囲に迷惑をかけないこと。

V. 不要物の校内持込について

- 1 高額な金品や学習に必要なもの以外は持ってこないこと。(スマートウォッチ、高額な紙幣、装飾品など)
- 2 規定されている制服以外の異装は特別な理由のない限り認めないため、着用してこないこと。
これらはすべて、盗難や風紀を乱すことに繋がるため、学校へは持ち込まないこと。

VI. 自転車について

- 1 自転車は軽車両であるため、交通ルールを守り安全運転を心がけること。
- 2 道路交通法を遵守し、信号無視・並進走行・携帯電話使用運転・無灯火・二人乗り・通行方法・通行区分など危険となる運転は行わず、安全運転を心がけること。
- 3 万一、事故に遭遇した場合は次の留意点等を踏まえて、即座に対応をすること。
 - ・けが人の救護と周囲の安全確保(必要に応じて救急車出動要請)
 - ・保護者、学校、警察等への連絡
 - ・相手の連絡先の把握
- 4 雨天時はできるだけ雨合羽を着用すること。
- 5 ヘルメットをできるだけ着用すること。